

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月10日

【四半期会計期間】 第103期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社ツカモトコーポレーション

【英訳名】 TSUKAMOTO CORPORATION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 百瀬 二郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

【電話番号】 東京03(3279)1315(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部経理部長 池野 正道

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

【電話番号】 東京03(3279)1315(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部経理部長 池野 正道

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第102期 第3四半期 連結累計期間	第103期 第3四半期 連結累計期間	第102期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	12,631,694	11,075,226	17,849,948
経常利益又は経常損失( ) (千円)	71,903	26,538	264,784
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失( ) (千円)	22,519	3,191	146,178
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	223,878	96,677	977,962
純資産額 (千円)	11,076,915	11,627,032	11,830,669
総資産額 (千円)	26,003,216	26,209,540	27,237,379
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失( ) (円)	5.66	0.80	36.71
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	42.60	44.36	43.44

回次	第102期 第3四半期 連結会計期間	第103期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純損失( ) (円)	5.72	26.75

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載を  
しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期  
首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等につ  
いては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりま  
せん。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社の営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更等はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。この結果、前第3四半期連結累計期間と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。収益認識会計基準等の適用が財政状態及び経営成績に与える影響の詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更等)及び(セグメント情報等) セグメント情報 3 . 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

#### (1) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間の資産の部は、現金及び預金が1,731百万円(前連結会計年度末は2,359百万円)、受取手形及び売掛金が1,779百万円(前連結会計年度末は2,477百万円)となったこと等により、資産合計は26,209百万円(前連結会計年度末は27,237百万円)となりました。

負債の部は、支払手形及び買掛金が1,274百万円(前連結会計年度末は1,930百万円)、未払消費税等が14百万円(前連結会計年度末は96百万円)となったこと等により、負債合計は14,582百万円(前連結会計年度末は15,406百万円)となりました。また、収益認識会計基準等を適用したことにより、第1四半期連結会計期間より返品調整引当金を計上していません。

純資産の部は、利益剰余金が7,185百万円(前連結会計年度末は7,315百万円)、株主資本合計が10,639百万円(前連結会計年度末は10,749百万円)、その他の包括利益累計額におけるその他有価証券評価差額金が855百万円(前連結会計年度末は927百万円)となったこと等により、純資産合計は11,627百万円(前連結会計年度末は11,830百万円)となりました。

#### (2) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、期初においてはデルタ株のまん延により緊急事態宣言が発令されておりましたが、ワクチン接種率の上昇による効果もあり、感染者数が減少に転じたことを受けて緊急事態宣言が解除されて、社会・経済活動は回復基調となりました。しかしながら、12月以降は世界的に感染力の強いオミクロン株による感染者が急速に増加し、国内の状況は再び先行き不透明となりました。

このような環境下において当社グループは、和装事業におきましては、収益認識会計基準等の適用により大幅な売上減となりました。洋装事業におきましては、衛生商品の受注獲得が減少したことに加え、ASEANでの生産遅延の影響もあり大幅な売上減となりました。ホームファニッシング事業におきましては、当該宣言の発令及びまん延防止等重点措置の適用により、大型商業施設に対する休業や時短営業の再要請はあったものの前年同期ほどの影響は受けず売上増となりました。

厳しい経営環境下ではありますが、当社グループにおきましては、2021年度は2019-2021年度を計画期間とする中期経営計画「START UP! NEW TSUKAMOTO - これからの新しいツカモト - 」の最終年度となります。営業部門におきましては、「新事業領域の開発」「業務の効率化」「在庫の効率化」を営業本部の基本方針として、社員の衛生対策を十分に行いつつ、一体感を醸成し、チームの中で課題をひとつひとつクリアすることで、企業価値の向上を目指します。モノを製造するだけでなく、そこから生まれるサービスをどう広げられるかを追求し、伝統の継承とともに改革を実行することで、ツカモトグループならではの付加価値の高い事業を開発してまいります。

当第3四半期連結累計期間における業績は、売上高は11,075百万円（前年同期は12,631百万円）、営業損失は64百万円（前年同期は営業利益10百万円）、経常損失は26百万円（前年同期は経常利益71百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は3百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益22百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### <和装事業>

和装事業につきましては、収益認識会計基準等の適用により大幅な売上減となりましたが、利益率の改善および経費削減の効果もあり収益は改善しました。

以上の結果、当事業分野の売上高は879百万円（前年同期は1,263百万円）、セグメント損失（営業損失）は199百万円（前年同期はセグメント損失263百万円）となりました。

#### <洋装事業>

メンズ事業、レディス・OEM事業につきましては、アパレルの店頭不振の影響により、受注額が減少して減収減益となりました。

ユニフォーム事業につきましては、ユニフォーム商品、セールスプロモーション向け商品の受注は堅調に推移しておりましたが、衛生商品の受注が大幅に減少したことにより減収となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は3,838百万円（前年同期は5,183百万円）、セグメント損失（営業損失）は73百万円（前年同期はセグメント損失38百万円）となりました。

#### <ホームファニシング事業>

ホームファニシング事業につきましては、第2四半期連結累計期間までは緊急事態宣言等の発令による外出自粛や一部施設での営業時間短縮の影響はありましたが、感染者数が減少に転じてからは店頭販売が好調に推移し、売上増となり損益も改善し黒字となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は2,900百万円（前年同期は2,445百万円）、セグメント利益（営業利益）は46百万円（前年同期はセグメント損失85百万円）となりました。

#### <健康・生活事業>

健康・生活事業につきましては、巣ごもり需要が落ち着き、Web販売が前年同期を下回り減収減益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は2,807百万円（前年同期は3,038百万円）、セグメント損失（営業損失）は49百万円（前年同期はセグメント利益67百万円）となりました。

#### <建物の賃貸業>

建物の賃貸業につきましては、一部に空きテナントが発生し減収減益となりました。

以上の結果、当事業分野の売上高は722百万円（前年同期は792百万円）、セグメント利益（営業利益）は422百万円（前年同期はセグメント利益474百万円）となりました。

### (3) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、業績目標の達成と共に経費節減に努め、資本の財源は利益による積上げを継続的にを行うことを基本方針とし、安定的な配当政策の継続を図っております。

資金の流動性については、利益の確保、滞留債権の削減及び在庫の圧縮により必要運転資金の増加を抑えることで、キャッシュ・フローの安定的な確保に努めております。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その主な内容は次のとおりであります。

#### 1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に

資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主のみなさまの決定に委ねられるべきだと考えています。

一方で、当社は、株主のみなさまをはじめ、お客様、お取引様及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、衣類を核とした事業領域で当社が長年培った「信頼ある製品」「ブランド」「提案力」に対する信用こそが強みであり、これらを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。

ただし、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは当社に固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう可能性があるものや、その態様から大規模買付行為に応じることを株主のみなさまに強要するおそれのあるものが含まれる可能性があります。

そこで、当社取締役会は、株主や投資家のみなさまが買付者による大規模買付行為を評価する際に、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担いその事業特性を十分に理解している当社取締役会による大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主のみなさまへ提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、付託された者の責務として、株主のみなさまのために、必要な時間や情報の確保をして、当社株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## 2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1)「基本方針の内容」のとおり、特定の者による当社株式等の大規模買付行為に対しては、何らかの対応が必要と考えますが、上場会社である以上、大規模買付行為を行おうとする者に対して株式を売却するかどうかの判断や、大規模買付行為を行おうとする者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、株主のみなさまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為を行おうとする者の中には、その目的等から企業価値、株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

従いまして当社は、株主のみなさまに対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考え、2021年1月開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、いわゆる事前警告型の買収防衛策として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます。)を導入致しました。本プランは、当社取締役会の決議により導入したものです。株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しており、本プランにおいては高度の合理性を有するものです。

## 3) 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいて当社取締役会は、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、会社の経営事項を理解できる者が、株主や投資家のみなさまには入手困難な企業秘密等の情報を入手したうえで買収提案等を評価するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)を設置し、その勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家のみなさまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

従いまして本プランは、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保されたプランであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランに際しましては、2021年6月25日開催の第102回定時株主総会にて承認可決されており、その詳細な内容は、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsukamoto.co.jp/>)に掲載しております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

(6) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,938,000
計	7,938,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,069,747	4,069,747	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	4,069,747	4,069,747		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月31日		4,069,747		2,829,844		707,461

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので直前の基準日である2021年9月30日の株主名簿により記載しております。

## 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 69,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,941,600	39,416	同上
単元未満株式	普通株式 59,147		同上
発行済株式総数	4,069,747		
総株主の議決権		39,416	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、4,200株(議決権42個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己保有株式92株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株)ツカモトコーポレーション	東京都中央区日本橋本町 1丁目6番5号	69,000		69,000	1.70
計		69,000		69,000	1.70

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新創監査法人により四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,359,897	1,731,636
受取手形及び売掛金	1 2,477,175	1、 2 1,779,155
電子記録債権	1 52,190	1、 2 133,605
棚卸資産	2,381,637	2,732,469
その他	753,949	721,734
貸倒引当金	180	120
<b>流動資産合計</b>	<b>8,024,670</b>	<b>7,098,479</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	2,513,480	2,478,001
土地	10,562,576	10,562,576
その他(純額)	158,378	181,995
<b>有形固定資産合計</b>	<b>13,234,436</b>	<b>13,222,573</b>
<b>無形固定資産</b>		
その他	95,718	95,232
<b>無形固定資産合計</b>	<b>95,718</b>	<b>95,232</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3,548,285	3,445,586
出資金	1,500,115	1,500,115
退職給付に係る資産	569,164	592,388
その他	267,758	257,665
貸倒引当金	2,770	2,501
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>5,882,553</b>	<b>5,793,254</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>19,212,708</b>	<b>19,111,060</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,237,379</b>	<b>26,209,540</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,930,078	2 1,274,410
電子記録債務	1,024,327	2 1,032,601
短期借入金	5,573,000	6,518,000
未払法人税等	49,958	36,400
未払消費税等	96,763	14,666
返品調整引当金	28,500	
その他	464,953	503,362
<b>流動負債合計</b>	<b>9,167,581</b>	<b>9,379,440</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3,230,000	2,230,000
繰延税金負債	2,010,160	1,977,314
再評価に係る繰延税金負債	12,660	12,660
退職給付に係る負債	216,685	220,491
資産除去債務	52,057	52,161
その他	717,563	710,438
<b>固定負債合計</b>	<b>6,239,128</b>	<b>5,203,066</b>
<b>負債合計</b>	<b>15,406,710</b>	<b>14,582,507</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,829,844	2,829,844
資本剰余金	709,243	707,461
利益剰余金	7,315,733	7,185,057
自己株式	105,390	83,083
株主資本合計	10,749,431	10,639,280
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	927,569	855,096
繰延ヘッジ損益	2,956	44
土地再評価差額金	9,152	9,152
為替換算調整勘定	2,381	3,344
退職給付に係る調整累計額	139,176	120,203
その他の包括利益累計額合計	1,081,237	987,752
純資産合計	11,830,669	11,627,032
負債純資産合計	27,237,379	26,209,540

## (2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
売上高	12,631,694	11,075,226
売上原価	9,012,191	7,413,726
売上総利益	3,619,502	3,661,499
返品調整引当金繰入額	14,200	
返品調整引当金戻入額	35,900	28,500
差引売上総利益	3,641,202	3,689,999
販売費及び一般管理費	3,631,147	3,754,536
営業利益又は営業損失( )	10,054	64,536
営業外収益		
受取利息	2,864	2,302
受取配当金	97,999	105,006
投資有価証券売却益	5,050	
保険配当金	6,122	6,527
為替差益	9,075	
その他	23,062	10,891
営業外収益合計	144,173	124,727
営業外費用		
支払利息	75,825	78,971
手形売却損	2,144	2,287
為替差損	-	3,382
その他	4,354	2,088
営業外費用合計	82,324	86,730
経常利益又は経常損失( )	71,903	26,538
特別利益		
雇用調整助成金	1 81,105	1 33,346
特別利益合計	81,105	33,346
特別損失		
組織再編関連費用	2 10,288	
新型コロナウイルス感染症による損失	3 74,902	3 29,444
特別損失合計	85,191	29,444
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失( )	67,818	22,636
法人税、住民税及び事業税	45,298	19,444
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	45,298	19,444
四半期純利益又は四半期純損失( )	22,519	3,191

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( )	22,519	3,191
非支配株主に帰属する四半期純利益		
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	219,792	72,473
繰延ヘッジ損益	8,347	3,001
為替換算調整勘定	163	962
退職給付に係る調整額	9,922	18,973
その他の包括利益合計	201,359	93,485
四半期包括利益	223,878	96,677
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	223,878	96,677
非支配株主に係る四半期包括利益		

## 【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間  
(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

## (会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、「和装事業」に係る一部の収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、「和装事業」「ホームファニッシング事業」「健康・生活事業」に係る返品権付きの販売について、従来は、売上総利益相当額に基づき「流動負債」の「返品調整引当金」に計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品又は製品の収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減する方法を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は387,486千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高における影響額もありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

## (四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間  
(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入及び自己株式の処分)

当社は、前連結会計年度における有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 4 コーポレートガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等 役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載のとおり、2021年6月25日開催の第102回定時株主総会の決議により、当社の取締役(社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。)に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、当連結会計年度より対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

なお、2021年6月25日開催の当社取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬の割当として、2021年7月21日に自己株式18,900株の処分を実施しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、国の経済対策やワクチン接種を背景に緩やかに回復してきておりましたが、新たな変異株等の出現により再度拡大しております。その影響は少なくとも当連結会計年度末まで継続するものと考えられます。前連結会計年度における有価証券報告書の(追加情報)に記載した仮定に重要な変更はございません。

なお、上記における仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や経済の影響によっては、会計上の見積りにも影響を及ぼし、今後における当社グループの財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (四半期連結貸借対照表関係)

## 1 受取手形及び電子記録債権割引高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	216,859千円	281,150千円
電子記録債権	2,591千円	37,583千円

## 2 四半期連結会計期間末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形等が以下の科目に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	千円	6,264千円
電子記録債権	千円	7,220千円
受取手形割引高	千円	20,060千円
支払手形	千円	58,698千円
電子記録債務	千円	319,124千円

## (四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

## 1 雇用調整助成金の内容は次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う政府からの特例措置として受け取った助成金を雇用調整助成金として特別利益に計上しております。

## 2 組織再編関連費用の内容は次のとおりであります。

2020年12月21日付で、当社の連結子会社であるツカモト市田株式会社が本社機能を有する事務所の移転を致しました。これは前連結会計年度より続く組織再編計画のひとつであり、その移転に係る費用を特別損失に計上しております。

## 3 新型コロナウイルス感染症による損失の内容は次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組みとして、政府及び各自治体からの営業自粛要請や緊急事態宣言等の発令を受け、当社グループにおいて店舗等施設の臨時休業や営業時間の短縮を実施いたしました。このため、店舗等施設において発生したこれらの対応に起因する費用（主に人件費）を新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失に計上しております。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	164,674千円	159,728千円



(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	159,292	40.00	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	119,459	30.00	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	和装	洋装	ホーム ファニッシング	健康・生活	建物の賃貸	
売上高						
外部顧客に対する 売上高	1,263,322	5,183,976	2,432,300	3,037,626	714,468	12,631,694
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	13,565	1,291	78,224	93,081
計	1,263,322	5,183,976	2,445,866	3,038,917	792,692	12,724,775
セグメント利益 又は損失( )	263,172	38,365	85,286	67,620	474,267	155,063

## 2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	155,063
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	145,008
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益	10,054

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	和装	洋装	ホーム ファニッシング	健康・生活	建物の賃貸	
売上高						
外部顧客に対する 売上高	879,456	3,838,393	2,885,202	2,805,626	666,546	11,075,226
セグメント間の 内部売上高又は振替高	154	-	15,655	1,975	56,108	73,893
計	879,611	3,838,393	2,900,858	2,807,601	722,654	11,149,120
セグメント利益 又は損失( )	199,995	73,902	46,215	49,094	422,123	145,346

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	145,346
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	209,883
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業損失( )	64,536

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「和装」の売上高は314,985千円減少、「ホームファニッシング」の売上高は28,475千円減少、「健康・生活」の売上高は44,026千円減少しております。

なお、セグメント利益又は損失に与える影響はございません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (収益認識関係)

## 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	和装	洋装	ホーム ファニッシング	健康・生活	建物の賃貸	
一時点で移転される財	879,456	3,781,817	2,885,202	2,805,626		10,352,103
一定の期間にわたり 移転される財					30,004	30,004
顧客との契約から 生じる収益	879,456	3,781,817	2,885,202	2,805,626	30,004	10,382,107
その他の収益		56,576			636,542	693,118
外部顧客への売上高	879,456	3,838,393	2,885,202	2,805,626	666,546	11,075,226

(注)洋装及び建物の賃貸における「その他の収益」は、リース取引により生じた収益であります。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	5円66銭	80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( )(千円)	22,519	3,191
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失( ) (千円)	22,519	3,191
普通株式の期中平均株式数(株)	3,982,181	3,993,165

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【その他】

特記事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月9日

株式会社ツカモトコーポレーション

取締役会 御中

## 新創監査法人

東京都中央区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 下 貴 之指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 原 寛

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツカモトコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツカモトコーポレーション及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務諸表に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。